

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	上別府(尾倉地域含む)	令和4年3月4日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	65	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	18	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.4	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

小規模農家においては、高齢化・後継者不足が課題。
現在の中心経営体は、総じて経営規模が大きく、これ以上の規模拡大が困難。
尾倉地域では、ほ場条件も悪く、担い手が少ない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高家地域においては、中心経営体である法人の認定農業者と認定農業者2経営体及び認定新規就農者2経営体が担っていく。

尾倉地域においては、基盤整備後に、上別府地区の中心経営体に集約していく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	法人A	水稲・麦・大豆・野菜	19.2 ha	水稲・麦・大豆・野菜	22 ha	町内全域
認農	農家A	水稲・麦・大豆・野菜	1.8 ha	水稲・麦・大豆・野菜	1.8 ha	上別府・虫生津・浅木
認農	農家B	水稲・麦・大豆・野菜	15.8 ha	水稲・麦・大豆・野菜	18 ha	町内全域
認農	農家C	水稲・麦・大豆	0.8 ha	水稲・麦・大豆	1 ha	別府・千代丸・上別府
認就	農家D	野菜	1.0 ha	野菜	2.0 ha	上別府・千代丸
認農	農家E	水稲・麦・大豆	1.6 ha	水稲・麦・大豆・野菜	2.7 ha	上別府・虫生津
認農	農家F	水稲・麦・大豆	1.7 ha	水稲・麦・大豆・野菜	2.1 ha	上別府・虫生津
認農法	法人B	水稲・野菜	4.1 ha	水稲・野菜	6 ha	上別府・虫生津
認農	農家G	水稲・麦・大豆	0.6 ha	水稲・麦・大豆	1.6 ha	木守・浅木・上別府・虫生津・水巻町
計	9経営体		46.6 ha		57.0 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」・・・個人の認定農業者 「認農法」・・・法人の認定農業者 「認就」・・・認定新規就農者

「集」・・・法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」・・・基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」・・・現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」・・・プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、尾倉地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>尾倉地域を重点実施地区と位置づけ、原則として地域内の農地のほとんどを中間管理機構へ貸し付け、中心経営体へ集積していく。</p>
<p>イノシシ等の鳥獣被害が増加傾向にあるため、行政や猟友会と連携し、被害防止体制の構築を図る。</p>